

ID: 117

担当部署: 人権推進課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	八頭町集会所条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第111号		
<p>【根拠条文】 (利用許可の取消し又は停止)</p> <p>第9条 施設の管理及び運営上特別の必要が生じたときは、集落代表者は利用許可を取り消すことができる。</p> <p>2 施設の利用を許可された者に、この条例に違反する行為があると認めたときは、集落代表者は、利用停止を命ずることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日